



ファン心理につけこむ、SNSを悪用したチケット取引に注意！

相談事例

コンサートのチケットを譲ってほしいとSNSで呼びかけたところ、定価で譲るとDMが届いた。あらかじめ相手の個人情報の画像を送ってもらい確認したうえで、コード決済サービスを利用してチケット代を送金した。しかし、送金直後からSNSのアカウントがブロックされ、電話番号も使われておらず、連絡が取れなくなった。

アドバイス

- ◆コード決済サービスやプリペイドカードで代金を支払った直後に相手と連絡が取れなくなったとの相談が増加しています。匿名性の高いSNSで個人間取引を行うにはリスクが伴います。少しでも不審に感じた場合は取引を控えましょう。
- ◆不正に入手した個人情報や盗用したチケットの画像を送信して、購入者を信頼させる悪質な手口が報告されています。
- ◆先払いで支払方法を限定される、直接取引に応じたくない、入金を急かされる場合は、特に注意が必要です。
- ◆チケットを売買するときは、許可を得た正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう。また、チケットの中には、券面に記載された氏名以外の方は入場できないものもあります。チケットの転売が禁止されていないかを事前に確認しましょう。
- ◆お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、取引画面のスクリーンショットや送金の控えなどの証拠を残し、すぐに警察に相談しましょう。

クレジットカード利用明細の身に覚えのない請求はサブスク契約？

相談事例1

数か月前、家電製品の不具合をネットで調べ、メーカーのカスタマーサポートに問い合わせた際、500円をクレジットカード決済した。その後、毎月4,500円がクレジットカードから引き落とされていることに気づいた。返金して欲しい。

相談事例2

お試しで登録した動画配信サービスを、有料サービスに移行する前に解約したいが、解約方法がわかりにくくて、解約できない。

アドバイス

- ◆サブスクリプション(サブスク)契約は、定額を定期的に支払うことで、サービスを利用できます。
- ◆事例1のケースは、質問回答サイトのサブスクの申込みになっていました。事業者ホームページに、「初回トライアル500円。トライアル期間終了後は自動継続となり、解約するまで月額4,500円」と記載されており、解約手続きを行わないと、サービスを利用しなくても料金が発生します。定額の支払日から一定期間内であれば、返金保障の特約のあるサイトもあるので、規約を確認してください。
- ◆必要のないサブスクを解約するには、事業者の定める方法で解約手続きをする必要があります。解約手続きが正しくできていないと、定期的に定額の利用料金が発生するので注意しましょう。
- ◆利用していないサブスクの請求にすぐ気づけるように、クレジットカード等の明細を毎月確認しましょう。
- ◆不安に思ったり、困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999(土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)
北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します